

Healthcare note

2022 June

社会福祉連携推進法人制度の創設について

寄稿:厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課

目次

1. 社会福祉法人を取り巻く環境の変化等	2
2. 社会福祉連携推進法人制度とは.....	3
3. 社会福祉連携推進法人の行う業務.....	4
(1) 地域福祉支援業務.....	4
(2) 災害時支援業務.....	5
(3) 経営支援業務.....	5
(4) 貸付業務.....	5
(5) 人材確保等業務.....	6
(6) 物資等供給業務.....	6
4. 社会福祉連携推進法人が備えるべき組織機関等	6
5. 社会福祉連携推進法人の設立手続.....	7
6. おわりに.....	9

1. 社会福祉法人を取り巻く環境の変化等

社会福祉法人制度は、戦後の混乱期において、戦傷病者や、戦災孤児、失業などによる生活困窮者に対応した福祉サービスの確保を図るため、非営利かつ公益性の高い特別の法人制度として、1951（昭和26）年に創設されました。

以来、社会福祉法人は、我が国における福祉サービスの主たる担い手として、高齢者に対する介護サービスや、障害者に対する生活支援、保育サービスなど、国民の福祉ニーズに対応した様々なサービスを実践し、その専門性を高めてきました。

しかしながら、近年、少子高齢化の一層の加速や、人口減少などにより、社会福祉法人の経営を取り巻く環境は大きく変化してきており、社会福祉法人は、

- ① 人口構造の変化等により、複雑化、多様化する地域住民の福祉ニーズへの対応
- ② 生産年齢人口が減少する中での人材確保
- ③ 地域ニーズの変化に対応した事業展開の変革
- ④ 次世代への事業継承
- ⑤ 不採算であっても地域生活に不可欠な福祉サービスの維持

といった課題に直面しています。

このような問題意識も踏まえ、厚生労働省が設置した「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」の報告書（2019（令和元）年12月）では、「社会福祉法人が、法人の自主的な判断のもと、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を可能とし、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、複雑化、多様化する福祉ニーズに対応する観点から、住民に身近な圏域で様々な地域づくりの活動に参画する非営利セクターの中核として、福祉分野での専門性を生かし、地域住民の抱える様々な地域生活課題への対応を進められるようにするため、円滑に連携・協働しやすい環境整備を図っていくべきである」旨の提言がなされました。

これまで社会福祉法人の事業展開の手法は、合併・事業譲渡や、個々の法人間の自主的な連携、社会福祉協議会を通じた連携などがありましたが、合併・事業譲渡では法人間の合意形成が困難な場面も多く、個々の法人間の自主的な連携や社会福祉協議会を通じた連携では、前述の経営環境の変化に対応した取組を機動的に進めていくことが難しいといった側面があります。

このため、こうした近年の経営環境の変化を踏まえつつ、社会福祉法人が他の福祉サービス事業者とも連携しながら、その事業展開を円滑に進めていくための新たな選択肢として「社会福祉連携推進法人制度」を創設することとし、2020（令和2）年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法

律案」を国会に提出、同年に成立しました。この社会福祉連携推進法人制度は、2022（令和4）年4月1日から施行されています。

2. 社会福祉連携推進法人制度とは

社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人と同様、社会福祉法に規定される新たな法人制度です。これは、社会福祉法人等の福祉サービス事業者が社員となって設立された一般社団法人のうち、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供と、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを主たる目的とする法人として、法に定める認定基準に従い、認定所轄庁（都道府県等）による認定を受けたものをいいます。

この社会福祉連携推進法人は、

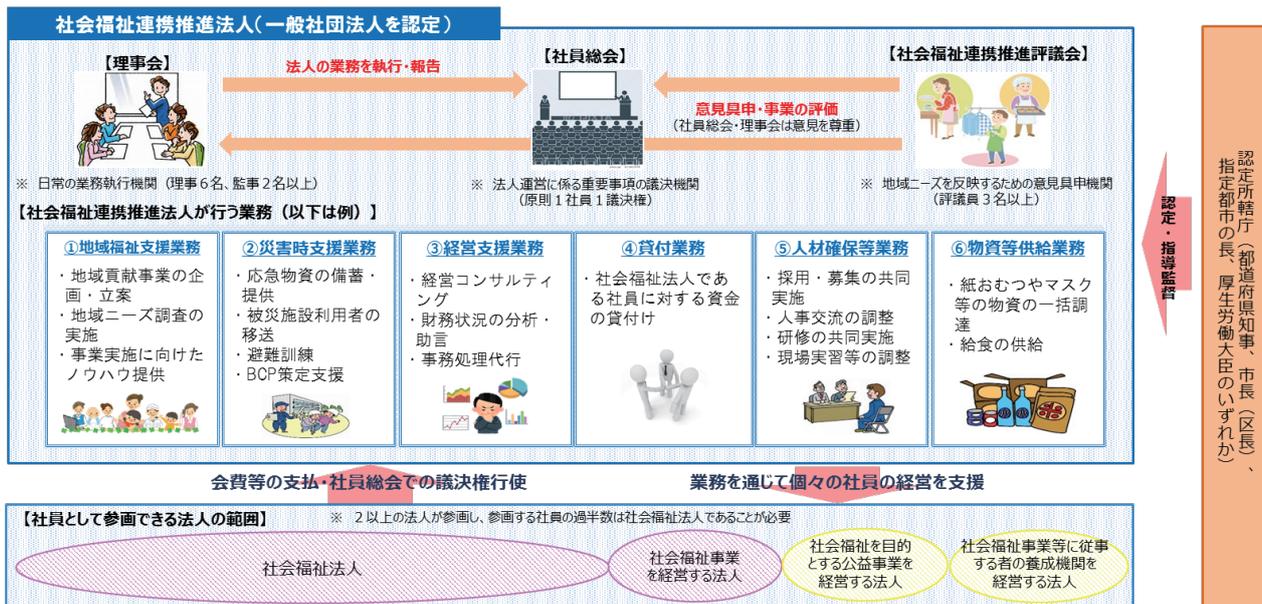
- ① 地域福祉支援業務
- ② 災害時支援業務
- ③ 経営支援業務
- ④ 貸付業務
- ⑤ 人材確保等業務
- ⑥ 物資等供給業務

の6つの業務を行うことができ、このうち1つ以上の業務を行う場合に認定を受けることができます。

なお、社員には、社会福祉法人だけでなく、社会福祉事業を経営する法人や社会福祉を目的とする公益事業を経営する法人（NPOや株式会社等）、介護福祉士など社会福祉事業等に従事する者の養成機関を経営する法人（学校法人等）のうち、2以上の法人が参画していることが必要です。ただし、社員及び議決権の過半数は社会福祉法人でなければなりません。

また、認定所轄庁は、原則として都道府県となりますが、社会福祉連携推進法人に参画する社員の主たる事務所の所在地が1の市の区域内にある場合は市、社会福祉連携推進法人の主たる事務所が指定都市にあって、その参画する社員の主たる事務所の所在地が1の都道府県の区域内にある場合は指定都市、全国規模で業務を行う場合は厚生労働省となります。

【図表 1】



3. 社会福祉連携推進法人の行う業務

社会福祉連携推進法人は、以下の(1)から(6)までの6つの業務(社会福祉連携推進業務)を選択して実施します。ただし、以下にお示ししている業務例はあくまで例であり、具体的な業務については、社会福祉法及び関係法令に違反しない限り、各法人の創意工夫に基づき自由に行うことが可能です。

また、社会福祉連携推進業務以外の業務については、社会福祉連携推進業務の実施に支障がなく、当該業務の事業規模が社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないなどの要件を満たす場合に実施することができます。これは、社員以外に対する役務の提供や、社会福祉連携推進業務に関連した調査研究などが想定されます。

(1) 地域福祉支援業務

① 業務内容

社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」を含め、社員が行う地域福祉に関する取組の促進に資する業務をいいます。

② 具体的な業務例

- 地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施
- ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供
- 取組の実施状況の把握・分析

- 地域住民に対する取組の周知・広報
- 社員が地域の他の機関と協働を図るための調整
- 社員の経営する施設又は事業所の利用者であって、判断能力が不十分なもの等に対する法人後見

(2) 災害時支援業務

① 業務内容

災害時において、社員が提供する福祉サービスに係る事業継続性の確保や相互支援体制の整備などに資する業務をいいます。

② 具体的な業務例

- 災害時支援ニーズの事前把握
- 業務継続計画の策定や避難訓練の実施
- 被災した社員の経営する施設等に対する被害状況調査の実施
- 被災施設等に対する応急的な物資の備蓄・提供
- 被災施設等の利用者の他施設への移送の調整
- 被災施設等で不足する人材の応援派遣の調整
- 地方公共団体との連絡・調整

(3) 経営支援業務

① 業務内容

社員の経営の適正化又は効率化などに資する業務をいいます。

② 具体的な業務例

- 社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施
- 賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施
- 社員の財務状況の分析・助言
- 社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援
- 社員の特定事務に関する事務処理の代行
- 社員の施設等における外国人材の受入れ支援（介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務に限る）

(4) 貸付業務

社員（社会福祉法人に限る）の社会福祉事業の継続に最低限必要と認められる経費であって、社会福祉事業の安定的な運営に必要な施設・設備の改修や職員の人件費等に係る経費の貸付けをいいます。

(5) 人材確保等業務

① 業務内容

社員が提供する福祉サービスの従事者の確保、その職場への定着、資質の向上などに資する業務をいいます。

② 具体的な業務例

- 社員合同での採用募集
- 出向等社員間の人事交流の調整
- 賃金テーブルや初任給等の社員間の共通化に向けた調整
- 社員の施設等における職場体験、現場実習等の調整
- 社員合同での研修の実施
- 社員の施設等における外国人材の受入れ支援（経営支援業務である介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務を除く）

(6) 物資等供給業務

① 業務内容

社員の物資調達に係る費用の効率化、事務負担の軽減などに資する業務をいいます。

② 具体的な業務例

- 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達
- 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達
- 介護記録の電子化等 ICT を活用したシステムの一括調達
- 社員の施設等で提供される給食の供給

4. 社会福祉連携推進法人が備えるべき組織機関等

社会福祉連携推進法人は、公益性が高く公費の支給を受ける社会福祉法人がその運営の中心となり、運営費用も負担することから、社会福祉法人と同等の経営ガバナンスを確保するため、通常的一般社団法人よりも厳しい規制を課すことにしています。

具体的には、代表理事を1名、理事を6名以上、監事を2名以上置くとともに、法人の収益が30億円超又は負債が60億円超の場合は会計監査人を置かなければならないほか、業務執行の決定は理事会で、法人運営に係る重要事項の決定は社員総会で行う必要があります（詳細は図表2のとおり）。

このほか、地域の福祉サービスの実情に通じた者等からなる社会福祉連携推進評議会を設置し、事業計画等に対して意見を求めるとともに、毎年度、業務の実施状況や費用対効果などについて業務評価を受ける必要があります。

また、社会福祉連携推進法人の業務運営は、社員から徴収する会費や業務委託費等により賄われることとなりますが、社会福祉法人と同等の経営の透明性を確保する観点から、毎会計年度、計算書類等を作成し、認定所轄庁あてに届け出るとともに、これを公表する義務があります。

なお、社会福祉連携推進法人の会計処理に当たっては、「社会福祉連携推進法人会計基準」が定められており、これに従って行うことが必要です。

【図表 2】

	社員総会 (社員)	代表理事	理事会 (理事)	監事	会計監査人	社会福祉連携 推進評議会
要件	社員 (法人)	理事	社会福祉連携推進 業務について識見 を有する者 等	財務管理について 識見を有する者 等	・公認会計士 ・監査法人	業務内容に応じて、福祉 サービス利用者団体、経 営者団体、学識有識者等 から構成
任期		2年	2年	2年	1年 (社員総会で別段の 決議がない場合は自 動再任)	4年
員数	2法人以上	1名	6名以上	2名以上	1名以上	3名以上
選任 方法		理事の互選又は 社員総会の決議	社員総会 の決議	社員総会 の決議	社員総会 の決議	社員総会 の決議
その他	・社員の過半数は 社会福祉法人 ・議決権の過半数 は社会福祉法人	理事会又は社員総 会の決議で解任可	社員総会の決議で 解任可	社員総会の決議で 解任可	会計監査人につい ては、収益 30 億 円又は負債 60 億 円超の場合に必置	意見具申の内容及び代 表理事が諮問を行った 場合、議事を社員総会に 報告

5. 社会福祉連携推進法人の設立手続

社会福祉連携推進法人を設立する場合には、一般社団法人を設立・登記した後、当該一般社団法人として認定所轄庁に対し、認定申請を行うこととなります。

一般社団法人設立の際には、図表 3 の社会福祉連携推進法人としての認定基準を満たしておくことが効率的です(そうでない場合や既に一般社団法人であって認定基準を満たしていない場合は、認定申請の段階で、改めて社員総会等を開催し、認定基準を満たすための定款変更等の内部手続が必要となります)。

なお、認定申請は、全国の認定所轄庁において 2022（令和 4）年 4 月 1 日以降、随時受け付けています（詳しくは各都道府県又は市にお問い合わせ下さい）。

【図表 3】

認定基準（社会福祉法第 127 条）		具体的内容
第 1 号	① <u>社会福祉連携推進業務を主たる目的としていること</u>	<ul style="list-style-type: none"> 定款上、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進する旨及び②地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資する旨が記載されていること 社会福祉連携推進業務に係る事業費が社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半を超えていること
第 2 号	② <u>社員が社会福祉法人、社会福祉事業を営業者等により構成され、その過半数が社会福祉法人であること</u>	<ul style="list-style-type: none"> 社員は法人であること 社員は 2 以上であること 社員は、①社会福祉法人、②社会福祉法人以外の社会福祉事業を営業者する法人、③その他社会福祉を目的とする福祉サービス事業を営業者する法人、④社会福祉事業等従事者を養成する機関を営業者する法人のいずれかであること 地方自治体は社員となることができないこと 社員の過半数が社会福祉法人であること 議決権の過半数が社会福祉法人であること
第 3 号	③ <u>社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に実行に足りる知識及び能力並びに財産的基礎があること</u>	<ul style="list-style-type: none"> 理事会、社員総会、社会福祉連携推進評議会等必要な組織機関が全て備わっていること 業務運営の実施体制が確保されていること 認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度において事業支出に相当する収入が確保される見通しがあること
第 4 号	④ <u>社員の資格の得喪につき、不当な条件がないこと</u>	<ul style="list-style-type: none"> 定款例を参照し、定款上、社員の資格の得喪のルールが適切に規定されていること
第 5 号	⑤ <u>定款に必要事項が記載されていること</u> ア 社員の議決権に関する事項 イ 役員に関する事項 ウ 代表理事を 1 人置く旨 エ 理事会を置く旨及び理事会に関する事項 オ 事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人の記載事項 カ 社会福祉連携推進評議会を置く旨及び構成員の選任・解任の方法 キ 貸付対象社員が予算の決定又は変更等を決定するに当たって、あらかじめ当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨 ク 資産に関する事項 ケ 会計に関する事項 コ 解散に関する事項 サ 社会福祉連携目的取得財産残額は国又は地方公共団体等に贈与する旨 シ 清算時に残余財産を国等に帰属させる旨 ス 定款の変更に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 定款例を参照し、必要な事項が全て記載されていること ※ 社員の議決権については、1 社員 1 議決権を原則としつつ、①不当に差別的な取扱いではない、②社員が提供する金銭等の価額に応じた取扱いではない、③ 1 の社員に対し、議決権総数の半数を超える配分をしないといった要件を満たす場合は、原則とは異なる取扱いも可能。 ※ 理事の特殊関係者（配偶者、三親等以内の親族のほか、事実婚の関係にある者、使用人等）が 3 人を超えて含まれず、理事及びその特殊関係者が理事総数の 1 / 3 を超えて含まれてはならないこと。 ※ 理事のうち同一法人出身者は、理事総数の 1 / 3（社員が 2 の場合にあっては 1 / 2）を超えて含まれてはならないこと。 ※ 残余財産の帰属先については、国、地方公共団体、他の社会福祉連携推進法人、社会福祉法人とすること。等

6. おわりに

今後、少子高齢化や人口減少等、人口動態の変化がより一層進んでいきますが、介護や保育サービスなど、国民の皆様の暮らしを支える福祉サービスの存在は、ますます重要な役割を担うこととなります。

単身世帯の増加などにより、家族や地域社会の在り方などが変化し、個人や世帯の抱える課題が複雑化・多様化していく中で、社会福祉法人を始めとした福祉サービス事業者は、こうした地域ニーズの変化に的確に対応しつつ、持続可能な経営を確保し、地域で必要とされるサービスの機能を維持・発展させていくことが求められます。

そうした中、社会福祉連携推進法人は、冒頭に述べたような社会福祉法人が直面する課題に対応し、より良い地域づくりを進めていくため、あるいは、法人の経営基盤の強化を図るために、社会福祉法人を始めとした福祉サービス事業者が社会の変化に対応していくツールの一つとなり得るものと考えています。

関係者の皆様には、是非、社会福祉連携推進法人制度のねらいや内容についてご理解をいただくとともに、今後の事業展開を検討していく中で、積極的かつ有効にご活用いただくことを期待しています。

なお、社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務のうち、一つの業務から始めることも可能です。当初の段階から全ての業務を行おうとすれば、法人間の合意形成が難しい場合も想定されますので、人材確保に関する取組など、合意しやすいところから始めて、信頼関係の醸成や成功体験を積み重ねる中で、地域の理解も得て、徐々に連携の範囲を広げていくといった視点も重要と考えます。

既に、認定を受けて社会福祉連携推進法人が設立されるなど、取組はスタートしています。厚生労働省としても、今後、全国を取組事例について情報収集を行いながら、積極的に情報発信をしていきたいと考えています（社会福祉連携推進法人制度については、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html) においても、制度の解説動画や関係法令、説明資料などの情報発信を行っています。ご関心のある方は、是非ご参照下さい）。

バックナンバー 【2019年発行分】

発行日	No.	タイトル	執筆者
19.01.28	19-01	「医療・福祉分野における外国人雇用のあるべき姿」 ～ 事業者連携による協働体制の構築 ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社メディカルシステムサービス メディカルシステムサービス事業開発部 次長 一般社団法人ワムタウン推進本部 理事 福原 亮
19.02.25	19-02	近未来社会における医療安全管理システムの提案 Society5.0実現に向けた AXR の応用	編集主幹 市川 剛志 寄稿 東京大学大学院 医学系研究科 教授 小山 博史
19.03.18	19-03	「粧(よそお)う」ことからフレイル予防を考える ～ フレイルの入り口を抑える化粧療法 ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 資生堂ジャパン株式会社 美容戦略部 ライフクオリティ推進グループ マネージャー 医学博士 介護福祉士 池山 和幸
19.04.15	19-04	「出資持分承継について」 ～ 新認定医療法人制度の移行期限迫る ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 税理士法人 山田&パートナーズ 医療事業部 山本 竜也
19.05.20	19-05	飯塚病院における新看護提供方式 ～ セル看護提供方式®の実際とその効果 ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社麻生 飯塚病院 副院長兼看護部長 森山 由香
19.06.24	19-06	認知症における音楽療法とその効果	編集主幹 市川 剛志 寄稿 一般社団法人臨床音楽協会 代表理事 メディカルクリニック柿の木坂 院長 東京女子医科大学 名誉教授 岩田 誠 独立行政法人国立病院機構 京都医療センター・宇多野病院 音楽療法士 京都認知症総合センター 音楽療法士 一般社団法人臨床音楽協会 理事 飯塚 三枝子 株式会社フェイス グループ戦略推進本部 音楽医療事業 リーダー 中務 佐知子
19.07.22	19-07	痛みの可視化	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社浜松ファーマリサーチ 受託試験部 医学博士 夏目 貴弘
19.08.19	19-08	患者・医師・病院、三方良しの遠隔ICU	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社 T-ICU 代表取締役社長 聖マリアンナ医科大学 救急医学教室 非常勤講師 東京女子医科大学 集中治療科 非常勤講師 中西 智之 集中治療専門医 救急科専門医 麻酔科専門医
19.09.17	19-09	セントラルキッチン導入による効果と課題	編集主幹 市川 剛志 寄稿 一般社団法人みやぎ保健企画 セントラルキッチン事業部 統括責任者 松本 まりこ
19.10.28	19-10	地域医療連携推進法人日光ヘルスケアネット	編集主幹 市川 剛志 寄稿 栃木県知事 福田 富一 栃木県医師会長 太田 照男 地域医療連携推進法人 日光ヘルスケアネット 代表理事 上中 哲也 (日光市副市長)
19.11.25	19-11	「医療・福祉分野における外国人雇用のあるべき姿 2」 ～ 外国人材の定着化に向けた具体的な取り組み ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 一般社団法人ワムタウン推進本部 理事 株式会社メディカルシステムサービス 事業開発部 次長 福原 亮
19.12.23	19-12	自宅でできる！ オンライン管理型心臓リハビリテーションシステム「リモハブ」	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社リモハブ 代表取締役 CEO 谷口 達典

バックナンバー 【2020年発行分】

発行日	No.	タイトル	執筆者
20.01.27	20-01	地域ニーズを見据えた介護事業戦略 「全世代型」の社会保障アプローチへの転換	編集主幹 市川 剛志 寄稿 富田ケアセンター有限公司 代表取締役社長 山中 祥吉
20.02.25	20-02	PXを用いた患者中心の医療サービス評価 日本および海外における潮流とその背景	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社スーベリア 代表取締役 一般社団法人日本ペイシエント・ エクスペリエンス研究会 代表理事 曾我 香織 東海大学医学部 血液・腫瘍内科 教授 東海大学総合医学研究所 所長 一般社団法人日本ペイシエント・ エクスペリエンス研究会 理事 安藤 潔
20.03.23	20-03	「あをに工房」による要介護高齢者就労の実態と可能性	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社リールステージ 代表取締役社長 あをに工房合同会社 代表社員 中山 久雄
20.04.20	20-04	医療ツーリズムと医療の国際化 この10年の変遷から今後を占う	編集主幹 市川 剛志 寄稿 中央大学大学院 戦略経営研究科 教授 多摩大学大学院 特任教授 真野 俊樹
20.05.25	20-05	新たな病院建築・運営に挑む 長崎リハビリテーション病院立ち上げまでの軌跡	編集主幹 市川 剛志 寄稿 一般社団法人是真会 長崎リハビリテーション病院 理事長 栗原 正紀
20.06.22	20-06	地域連携広報の必要性 「みんなのくらしゅう」と「わが街健康プロジェクト。」の取り組み	編集主幹 市川 剛志 寄稿 公益財団法人 大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院 地域医療連携部 部長 十河 浩史
20.07.20	20-07	高齢者・がん患者の健康を化粧のちからで支援 ～ 地域共生社会における化粧の役割 ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社 資生堂 社会価値創造本部 ダイバーシティ&インクルージョン室 エンパワーメントサポートグループ 池山 和幸
20.08.31	20-08	公平な医療サービスの提供を目指して 痛みの見える化の試み	編集主幹 市川 剛志 寄稿 大阪大学大学院 生命機能研究科 特別研究推進講座 MRI 協働ユニット 痛みのサイエンスイノベーション共同研究講座 特任教授(常勤) 中江 文
20.09.28	20-09	ウィズコロナ／アフターコロナの医療法人経営 ～ 医療法人の合併・出資持分承継 ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 税理士法人 山田&パートナーズ 医療事業部 山本 竜也
20.10.30	20-10	『足指着地で健康な体に変えていく』 ～ 機能性シューズでパラダイムシフトを起こす ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社 BMZ 取締役社長 高橋 毅
20.11.30	20-11	ウィズコロナの時代の病院経営	編集主幹 市川 剛志 寄稿 一般社団法人日本病院経営支援機構 理事長 豊岡 宏
20.12.25	20-12	周産期医療における遠隔医療 － 遠隔モバイル胎児モニターの実際と胎児モニタリングの歴史 －	編集主幹 市川 剛志 寄稿 メロディ・インターナショナル株式会社 CEO 尾形 優子 香川大学瀬戸内圏研究センター 特任教授 日本遠隔医療学会 名誉会長 原 量宏

バックナンバー 【2021年発行分】

発行日	No.	タイトル	執筆者
21.01.29	21-01	コロナ禍における介護事業経営とは	編集主幹 市川 剛志 寄稿 天晴れ介護サービス総合教育研究所株式会社 代表取締役 榊原 宏昌
21.02.22	21-02	なぜ自治体病院は経営的に赤字になるのか？	編集主幹 市川 剛志 寄稿 松阪市民病院 総合企画室 副室長 世古口 務
21.03.31	21-03	救急医療管制支援システム(e-MATCH)の開発について	編集主幹 市川 剛志 寄稿 特定非営利活動法人 ヘルスサービス R&D センター (CHORD-J) ディレクター 大田 祥子 理事長 脇田 紀子
21.04.26	21-04	ICT がつなぐ、あなたの医療と介護	編集主幹 市川 剛志 寄稿 特定非営利活動法人 滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会 代表常任理事 本多 朋仁 常任理事 永田 啓
21.05.31	21-05	小規模病院による地域医療課題の解決	編集主幹 市川 剛志 寄稿 医療法人社団守成会 広瀬病院 理事長 廣瀬 憲一
21.06.30	21-06	光免疫療法を基にした楽天メディカル社の医薬品・医療機器開発 — 頭頸部癌における新たな治療選択肢 —	編集主幹 市川 剛志 寄稿 楽天メディカルジャパン株式会社
21.07.26	21-07	救急医療現場から起業した経緯について	編集主幹 市川 剛志 寄稿 国立大学法人千葉大学 大学院医学研究院救急集中治療医学教授 中田 孝明
21.08.23	21-08	外国人介護人材(ベトナム)育成の取り組み ～ 人材育成システムと QMS (Quality Management System) ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 社会医療法人愛仁会 本部 国際事業統括部長 坪 茂典 富山短期大学 健康福祉学科 准教授 小平 達夫
21.09.21	21-09	新しく救急部門を構築するための戦略 ～ 救急医療は文化であり、システムである ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 社会福祉法人京都社会事業財団 京都桂病院 救急科 部長 寺坂 勇亮
21.10.18	21-10	最先端脳科学に基づく次世代脳トレ 認知機能の維持・向上に向けて	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社 NeU(ニュー) 代表取締役 (CEO) 長谷川 清
21.11.29	21-11	転倒対策の最前線 ～ 要介護の原因第4位である転倒・骨折から日本人を守る ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 株式会社 Magic Shields (マジックシールドズ) 取締役/ユーザー体験責任者 杉浦 太紀
21.12.20	21-12	糖尿病患者の方々の QOL 向上につながる 採血のいらぬ非侵襲血糖値センサー	編集主幹 市川 剛志 寄稿 ライトタッチテクノロジー株式会社 代表取締役 山川 考一

バックナンバー 【2022年発行分】

発行日	No.	タイトル	執筆者
22. 01. 31	22-01	デイサービス送迎車の相乗りによる交通弱者支援サービス 『福祉 Mover』	編集主幹 市川 剛志 寄稿 一般社団法人ソーシャルアクション機構 代表理事 北嶋 史誉
22. 02. 28	22-02	持続可能な介護経営に向けて ～ ショートステイ向けシステムの導入で収益改善 ～	編集主幹 市川 剛志 寄稿 社会福祉法人由寿会 理事 由井 聖太
22. 03. 28	22-03	ポリファーマシーの副作用発現リスクを評価するツール ～ POLSET の臨床応用と有用性	編集主幹 市川 剛志 寄稿 コスモス医薬情報 AI 解析研究所 東北医科薬科大学名誉教授 佐藤 憲一
22. 04. 25	22-04	副作用情報の AI-SOM を用いたビジュアル化と医療現場での有用性	編集主幹 市川 剛志 寄稿 東北医科薬科大学准教授 川上 準子
22. 05. 30	22-05	仮想現実 (VR) 技術がもたらす新時代のリハビリテーション革命	編集主幹 市川 剛志 寄稿 mediVR リハビリテーションセンター (株式会社 mediVR) 理学療法士 北野 雅之 代表取締役 原 正彦

本資料に含まれる情報もたらす一切の影響、本資料の内容に関する正確性、妥当性、法務上のコンプライアンス等につきましては、野村ヘルスケア・サポート&アドバイザーはその責を一切負いません。本資料中の記載内容における各種法令・規則等は随時改定されますので、あくまでも参考資料としてお取り扱いください。また、記載内容における法令・規則及び表現等の欠落・誤謬などにつきましては、野村ヘルスケア・サポート&アドバイザーはその責を一切負いません。本資料は、お客様が経営判断を行うに際して参考となると考えられる情報の提供を目的としたものです。経営判断における最終意思決定はお客様自身で行われるものであり、野村ヘルスケア・サポート&アドバイザーはこれに対する意見または判断を表明するものではありません。本資料のご利用に際しては、弁護士、公認会計士等にあらかじめその内容をご確認ください。

Healthcare note No.22-06

2022年6月27日発行

【発行者】 森 清司

【発行】 野村ヘルスケア・サポート&アドバイザー株式会社
〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2
アーバンネット大手町ビル20F
<https://www.nomuraholdings.com/nhs-a/>

【編集主幹】 市川 剛志

【編集】 庄司 匡／高橋 洋乙／村田 幹子

